

愛知県昭和の森バーベキュー場利用料の減免について

1 減免の内容

利用者の半数以上が、減免の対象となる手帳等をお持ちの場合、利用料が全額免除されます。

2 減免の対象となる手帳等の種類

手帳等の種類	根拠となる法令等
身体障害者手帳	身体障害者福祉法（昭和 24 年法律 283 号）第 15 条の規定による
療育手帳 （愛護手帳）	都道府県知事又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市の市長が発行している療育手帳
精神障害者保健福祉手帳	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 第 2 項の規定による
ミライロ ID	障害者手帳アプリ
医療受給者証	難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）第 7 条第 4 項の規定による

3 減免の手続き

バーベキュー場の受付窓口（昭和の森 交流館）で、該当する各種手帳、障害者手帳アプリ（ミライロ ID）又は受給者証を提示してください。（必要に応じ、本人確認を求める場合があります。）